



このPDFには、志願票等の出願に必要な書類は含まれません。出願の際には、必ず紙媒体の募集要項を入手してください。

2018年(平成30年)10月入学

東京外国語大学 言語文化学部・国際社会学部

研究生〔日本人〕 出願要項

東京外国語大学

本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

1. 出願資格

本学大学院博士前期課程の出願資格（詳細は、巻末の「8. 備考」を参照）を有し、特定の専門事項について研究を志願する者。

2. 出願手続

研究生としての入学を志願する者は、出願書類を一括して所定の期日までに本学入試課の窓口を持参すること。持参できない場合は郵送でも差し支えないが、この場合必ず書留郵便とすること。

出願にあたっては、あらかじめ研究指導を受けようとする本学教員に「指導教員」になることについて承諾を得ておくこと。（各教員についての詳細な情報は、本学のホームページ参照）

・言語文化学部担当教員：<http://www.tufs.ac.jp/research/researcher/people/index.html?department=言語文化学部>

・国際社会学部担当教員：<http://www.tufs.ac.jp/research/researcher/people/index.html?department=国際社会学部>

なお、出願書類に不備がある場合は、願書を受理しない。

〔送付先〕

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1
東京外国語大学学務部入試課入学試験係

(1) 受付期間

平成30年8月16日（木）・17日（金）（窓口・郵送ともに必着）

窓口での受付時間 10:00～12:00 及び 13:00～16:00

出願期間後に到着した書類は、いかなる理由があっても受理しない。

ただし、出願期間後に本学に到着した場合でも、平成30年8月15日（水）以前の発信局消印のある書留郵便に限り受け付ける。

(2) 出願書類

研究生入学志願票	本学所定の用紙を用い、必要事項を記入すること。
受験票・写真票	本学所定の用紙に氏名を記入し、写真（上半身・正面・無帽で出願日前3ヶ月以内に撮影したもの）を貼り付けること。
検 定 料 (9,800円)	以下のいずれかの方法により本学指定銀行に振り込むこと。 ①〔銀行窓口での振込〕 本学所定の振込用紙を用い、銀行窓口で振込手続を行うこと。 ②〔コンビニエンスストアでの振込〕 別紙の説明を参照の上、振込手続を行うこと。 なお、①の場合は「振込金受付証明書」を、②の場合は「収納証明書」を志願票裏面の指定箇所に貼り付けること。
卒業証明書	本学大学院博士前期課程の入学資格を確認するため、大学の卒業証明書等を提出すること。 ただし、本学出身者（学部又は大学院）は提出不要。
成績証明書	原則として、最終学歴のものを提出すること。 ただし、本学出身者（学部又は大学院）は提出不要。
過去における研究テーマと今後の研究課題	これまでの研究テーマとその内容（卒業論文等）及び今後の研究課題（目標）を日本語で4000字（400字詰め原稿用紙10枚）程度にまとめ提出すること。
あて名票	本学所定の用紙（シール）に、合格通知書等本学からの通知を確実に受け取れる郵便番号・住所（日本国内に限る）・氏名を記入すること。

受験票送付用封筒 ※郵送による出願者のみ	長形3号（定型最大 12cm×23.5cm）封筒に、受験票を確実に受け取れる郵便番号・住所（日本国内に限る）・氏名を明記し、392円分の切手を貼り付けたものを提出すること。（本学より、簡易書留郵便で送付する。）
-------------------------	---

(注1) 受理した出願書類等は、いかなる理由があっても返却しない。

(注2) 官公庁・会社・学校等に在職のまま入学する者は、所属長の発行する入学承諾書（様式任意）を**入学手続時**に提出すること。

(注3) 志願者の出願資格等を確認するために、必要に応じて書類の追加提出を求める場合がある。

(3) 受験票

出願書類を受理された者に対して受験票を交付する。

受験票は試験の際に提示しなければならない。また、入学手続の際に必要となるので、紛失しないように注意すること。

3. 選考方法

選考は面接又は口述試験により行うが、書類選考のみで行うこともある。

面接試験等を実施する場合の日時は志願者に別途通知する。

4. 合格者発表

平成30年9月7日（金） 午前10時 本学掲示板

合格者には、合格通知書及び入学手続書類を、出願時に提出された「あて名票」で郵送する。

5. 入学手続等

合格者は、所定の期間内に入学手続を行うこと。手続の詳細については、合格通知書郵送の際に通知する。

(1) 手続期間

平成30年9月13日（木）・14日（金）のいずれかの日

上記期間内に入学手続を行わない者は、入学を許可しない。

(2) 納付金

・入学金 84,600円

・授業料 6ヶ月分 173,400円（※6ヶ月分を当初の月に一括納入すること。）

※入学金の納入方法については、合格通知書郵送の際に通知する。

授業料の納入については10月中旬に本学会計課出納係より納付書を送付するので、納入期限（10月31日）までに支払うこと。

納入期限までに支払いがない場合は、**授業料未納による除籍処分**となるので注意すること。

なお、在学中に授業料改定が行われた場合には新授業料を適用する。

6. 研究期間及び終了

(1) 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き研究を希望する者は、研究期間延長願を提出し、学長の許可を得て通算2年の範囲内で研究期間を延長することができる。

(2) 研究生は、研究期間終了前1ヶ月以内に、研究報告書を指導教員を通じて学長に提出しなければならない。

7. その他

出願・入学ともに、手続完了後は、いかなる事情があっても検定料その他納入金の払い戻し、及び提出書類の返却は行わない。

8. 備考

本学大学院博士前期課程の出願資格は、次のいずれかに該当する者である。

- (1) 大学を卒業した者及び平成30年9月30日までに卒業見込みの者(注1)
- (2) 学校教育法第104条の4の規定により学士の学位を授与された者及び平成30年9月30日までに学士の学位を授与される見込みの者(注2)
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年9月30日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30年9月30日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成30年9月30日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(注3)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(注4)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者及び平成30年9月30日までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(注5)
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成30年9月30日までに22歳に達するもの(注6)

(注1) 出願資格の(1)に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。外国の大学の出身者については、出願資格の(3)若しくは(6)に基づき、出願資格を判断することになる。

(注2) 短期大学又は高等専門学校の専攻科の修了者等で、大学改革支援・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構を含む）から学士の学位を授与された者、又は、学士の学位を同機構に申請中の者。

(注3) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。

(注4) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。

(注5) 出願資格の(8)において「文部科学大臣の指定した者」に該当する者は、次に掲げる者等である。

(ア) 旧大学令等による大学等を卒業（修了）した者及び各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び平成30年9月30日までに卒業見込みの者

(イ) 教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で、平成30年9月30日までに22歳に達したもの

(ロ) 旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有するもの

(ハ) 旧国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び3年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

(注6) 出願資格の(9)において、個別の入学資格審査の対象となる者は、上記(1)～(8)に該当しない者のうち主として「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していない者」である。これにより出願する場合は、事前に入学資格審査が必要となる。

問い合わせ先

東京外国語大学学務部入試課入学試験係

〒183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1

TEL 042-330-5179

受付時間（窓口・電話とも）月曜日から金曜日 9:00～12:00, 13:00～17:00

※電話による問い合わせについては、原則として出願者本人が行うこと。